

西条市国土強靭化地域計画(案)

令和元年〇〇月 策定

西条市

目 次

第1章 国土強靭化の基本的な考え方	2
第1節 地域計画の目的.....	2
第2節 基本目標.....	2
第3節 地域計画の役割と位置付け	2
第4節 計画期間.....	3
第5節 国土強靭化を推進する上で基本的な方針	3
第6節 基本的な進め方.....	5
第2章 対象とする災害と被害想定	6
第1節 本市の特性.....	6
第2節 対象とする自然災害	8
第3章 脆弱性評価	16
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	16
第2節 脆弱性評価を行う施策分野	18
第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価.....	32
第4章 本計画の推進方針.....	63
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	63

第1章 国土強靭化の基本的な考え方

第1節 地域計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化、激甚化に晒されており、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な取組みである国土強靭化を推進している。

本市においても、平成30年7月豪雨や台風24号等、例年の台風や豪雨にて風水害により浸水害や土砂災害が発生しており、今後30年以内には、70%～80%の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、本計画を策定し、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境づくりを行う。

第2節 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第3節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画にあたるものであり、国土強靭化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靭化に係る部分については、地域計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画等の関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靭化

を推進していく。

【参考】国土強靭化基本法（抜粋）

（国土強靭化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第4節 計画期間

本計画は本市の分野別計画の国土強靭化に関する指針となることから、本市総合計画と整合・調和を図る必要があることから、計画期間を第2期西条市総合計画に合わせ令和元年度から令和6年度までとする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第5節 国土強靭化を推進する上で基本的な方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靭なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 國土強靭化の取組み姿勢

- ・ 市の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取組む。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取組む。
- ・ 地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取組む。

- ・ 非常に防災・減災等の効果を發揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

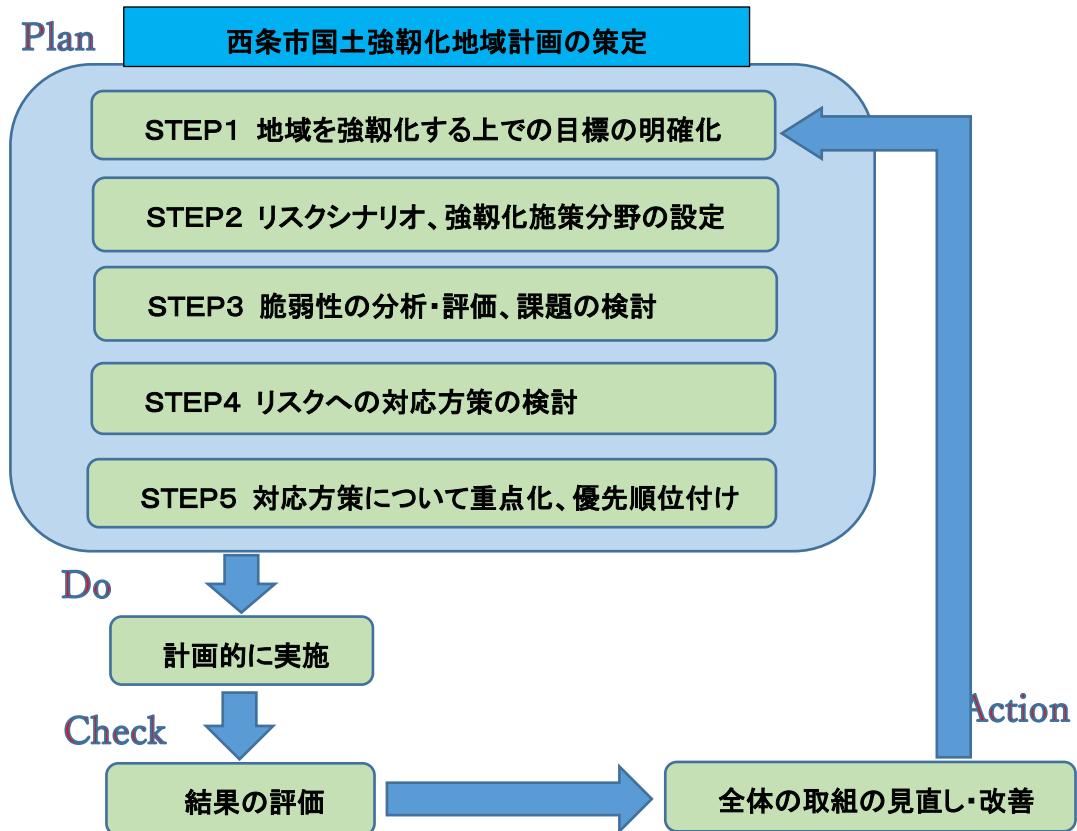
- ・ 人口の減少等に起因する市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・ 行政、民間、市民が連携・協力しながら取組みの輪を広げていく。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

第6節 基本的な進め方

強靭化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰返す。

■基本的な進め方

- 1 地域を強靭化する上での目標の明確化（事前に備えるべき目標の設定）
- 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、強靭化施策分野の設定
- 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 4 リスクへの対応方策の検討
- 5 対応方策について重点化、優先順位付けを行い計画的に実施
- 6 その結果を評価し、全体の取組みの見直し・改善



第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

1 地形

本市は、県の東部に位置し、東は新居浜市、南は久万高原町、高知県いの町、西は東温市、北西は今治市とそれぞれ接している。

本市の面積は、 509.98 km^2 で本県の全面積の約9%を占め、可住地は、そのうちの約30%に当たる 155.20 km^2 で、残りは、林野となっている。

北は、瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は 16.0°C 前後、年間降雨量は $1,633\text{mm}$ 程度（平成21年～30年平均）である。

松山地方気象台の5カ年の風向を見ると、年間を通じて東から東南東と、西北西から北西の風が多く、春と夏はこれらに加え南西から西南西の風が多くなっている。

影響を与える季節風としては、冬季に大陸の高気圧から吹き付ける北西風と、夏季の太平洋高気圧から流れ込む南東風がある。

瀬戸内地方の気候の特徴は、いずれの季節風に対しても中国山地や四国山地の風下側にあたるため、降水量は少なく、晴天・乾燥が現れやすく穏やかな気候である。

月平均降水量（平成21年～平成30年の10年平均値）は、6、9月に多く、それぞれ梅雨と台風に伴う降雨である。年間を通じて夏季に月平均降水量が多くなっているが、7月はやや減少する傾向である。

また、春から梅雨期にかけて海岸部を中心に、濃霧の発生が見られる。

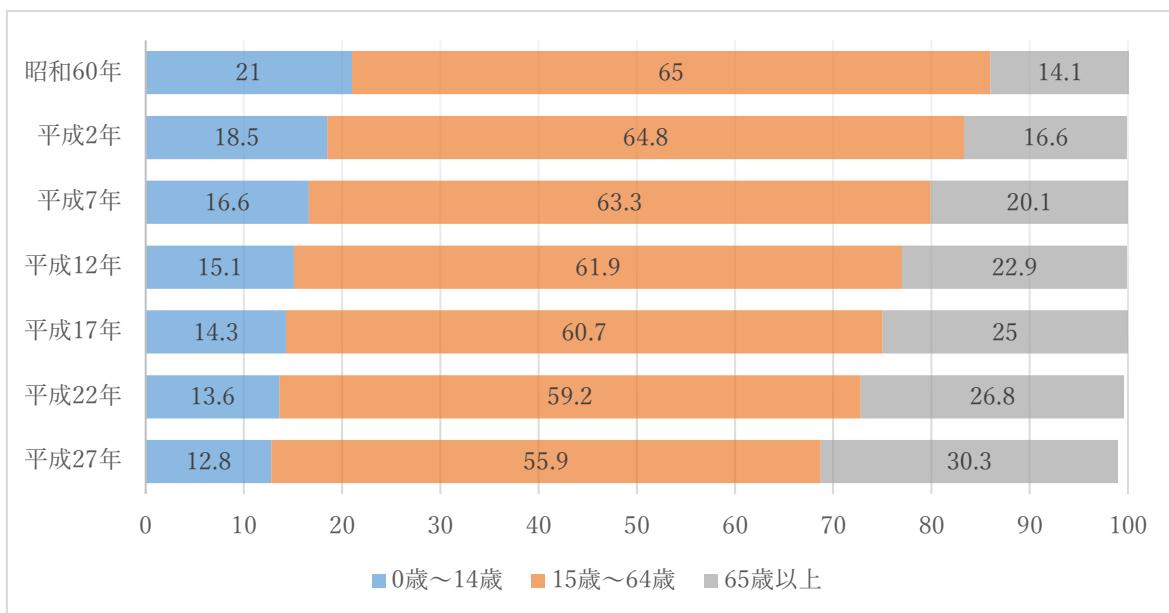
3 人口構造

平成27年国勢調査において、本市の人口は $108,174$ 人、世帯数は $44,595$ 世帯であり、近年は減少傾向にある。また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は、平成27年国勢調査時点では 30.3% と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいる。

区分	0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上		総計
	人	%	人	%	人	%	
昭和60年	24,309	21.0	75,371	65.0	16,300	14.1	115,983
平成2年	21,330	18.5	74,721	64.8	19,143	16.6	115,251
7年	19,065	16.6	72,621	63.3	23,008	20.1	114,706
12年	17,354	15.1	70,852	61.9	26,213	22.9	114,548
17年	16,199	14.3	68,784	60.7	28,375	25.0	113,371
22年	15,294	13.6	66,403	59.2	30,076	26.8	112,091
27年	13,857	12.8	60,473	55.9	32,793	30.3	108,174

※総数には年齢「不詳」を含む

(資料:総務省統計局「国勢調査」)



※総数には年齢「不詳」を含む

(資料:総務省統計局「国勢調査」)

第2節 対象とする自然災害

1 近年の自然災害による被害

(1) 風水害

年月日 (原因)	被害等の概要
H10. 10. 17～18 (台風 10 号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 全壊1棟、床上浸水42棟、床下浸水1,119棟、崖崩れ1箇所、農作物18ha、農地流失埋没1.12ha、農業施設20箇所、林道13箇所、市道20箇所○ 被害額 西条94,140千円 東予448,710千円 丹原164,650千円
H11. 9. 14～15 (台風16号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 一部破損1棟、床上浸水28棟、床下浸水285棟、崖崩れ12箇所、農作物2ha、漁船3艘、漁具1,000反、農地流出埋没3.75ha、農業施設53箇所、林地4箇所、林道63箇所、立木10.7ha、市道47箇所、橋りょう3箇所、河川4、砂防5箇所○ 被害額 西条1,120,171千円 丹原613,021千円
H16. 8. 30 (台風 16 号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 軽症者1人、一部破損3棟、床下浸水1棟、公共建物9棟、その他非住家1棟、文教施設9棟、道路54箇所○ 被害額 西条313,435千円 東予159,164千円 小松19,637千円
H16. 9. 6～7 (台風 18 号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 床下浸水41棟、崖崩れ1箇所、農作物5ha、農地流出埋没1.12ha、農業施設3箇所、林道1箇所、市道20箇所○ 被害額 西条157,196千円 東予60,213千円 小松103,922千円
H16. 9. 29 新西条市合計 (台風 21 号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 死者5人、重傷2人、住家全壊23棟、半壊91棟、床上浸水489棟、一部破損8棟、床下浸水2,121棟、公共建物被害1棟、その他非住家被害40棟、農地流出埋没11.0ha、文教施設6箇所、道路187箇所、橋りょう5箇所、河川24箇所、崖崩れ58箇所、鉄道1箇所○ 被害額 5,954,645千円
H16. 10. 19～20 新西条市合計 (台風23号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 床上浸水33棟、一部破損1棟、床下浸水311棟、農地流出埋没0.5ha、道路23箇所、河川19箇所、清掃施設1箇所○ 被害額 563,128千円
H23. 9. 2～4 (台風12号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 床上浸水10棟、床下浸水53棟、非住家被害4棟、公立文教施設8箇所、農林水産施設123箇所、道路16箇所、河川30箇所、橋りょう3箇所、港湾11箇所、その他公共施設8箇所、農産194.4ha、53.2t○ 被害額 720,039千円
H29. 9. 17～18 (台風18号)	<ul style="list-style-type: none">○ 被害状況 軽傷者1名、床上浸水62棟、床下浸水327棟、道路89箇所、水路85箇所、農業用道路38箇所、林道26箇所、農地保全79箇所○ 被害額258,885千円

H30. 7. 5～8 (平成30年7月豪雨)	<input type="radio"/> 被害状況 床下浸水4棟 <input type="radio"/> 被害額127,260千円 広島県、岡山県の他、南予を中心とした愛媛県内で甚大な被害が発生 本市は西予市をカウンターパートとした被災地支援を実施
H30. 9. 30～10. 1 (台風24号)	<input type="radio"/> 被害状況 床上浸水26棟、床下浸水89棟 <input type="radio"/> 被害額1,107,975千円

(2) 地震災害

年月日 (原因)	被害等の概要
H13. 3. 24 (平成芸予地震)	<input type="radio"/> 負傷者 重傷2人、軽傷4人 <input type="radio"/> 被害状況 一部損壊 西条83件、東予726件 <input type="radio"/> 被害額 西条15,251千円 東予106,058千円 丹原49,031千円
H23. 3. 11 (東日本大震災)	東予・中予で震度1、震源地は三陸沖 宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし。

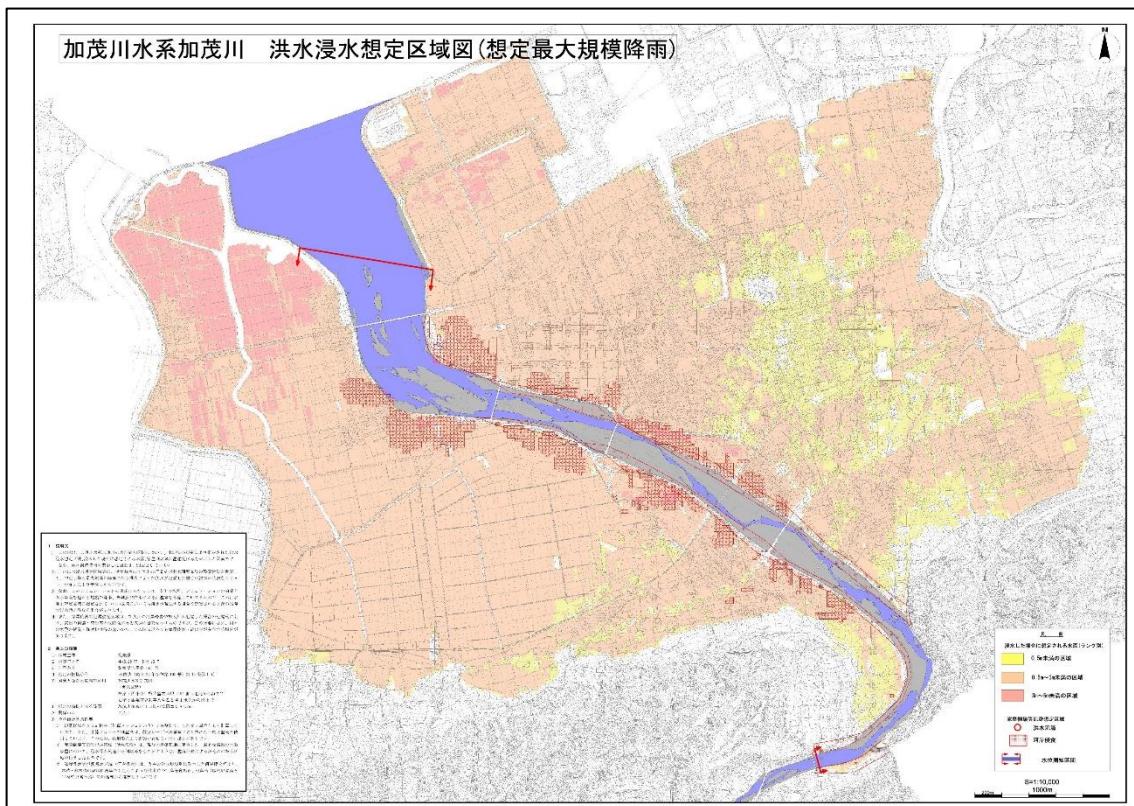
2 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とする。

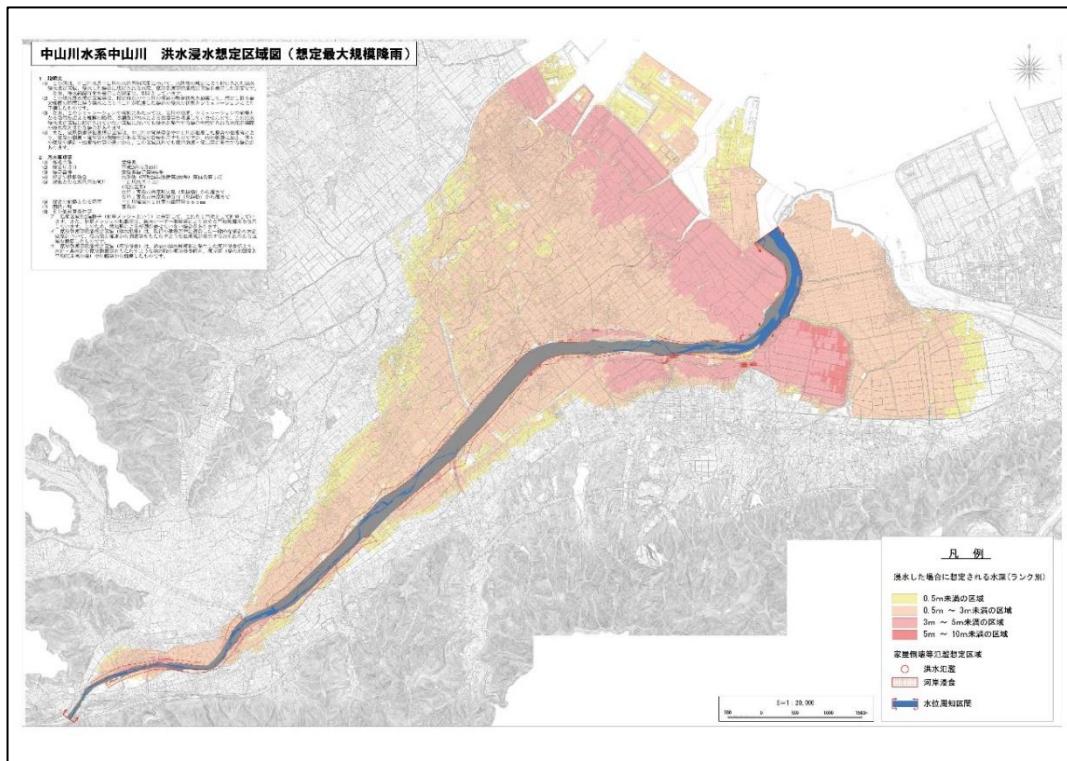
(1) 風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、愛媛県においては、水防法の規定により、加茂川、中山川において、新たに想定最大規模の降雨（加茂川：24時間総雨量680mm、中山川：24時間総雨量685mm）を対象とした浸水想定区域図の作成を行った。

本市では、度々、台風等の豪雨による浸水被害を受けており、地質上の特性や山間部に集落が点在しており、土砂災害警戒区域指定箇所数が181箇所ある状況（令和元年度11月1日現在。土砂災害特別警戒区域は157箇所）等から、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。



加茂川浸水想定図 （出典：愛媛県河川課）



中山川浸水想定図 (出典：愛媛県河川課)

(2) 南海トラフ巨大地震

平成25年に愛媛県が発表した「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」による震度分布（重ね合わせ：県内全域）及び津波浸水想定図（各地域海岸）は次のとおり。

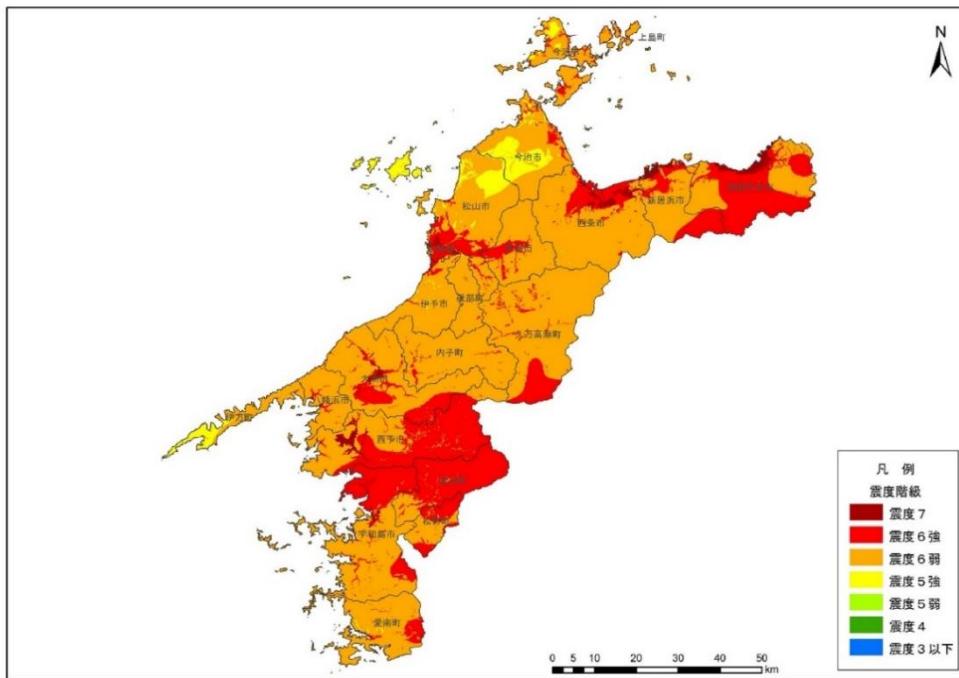


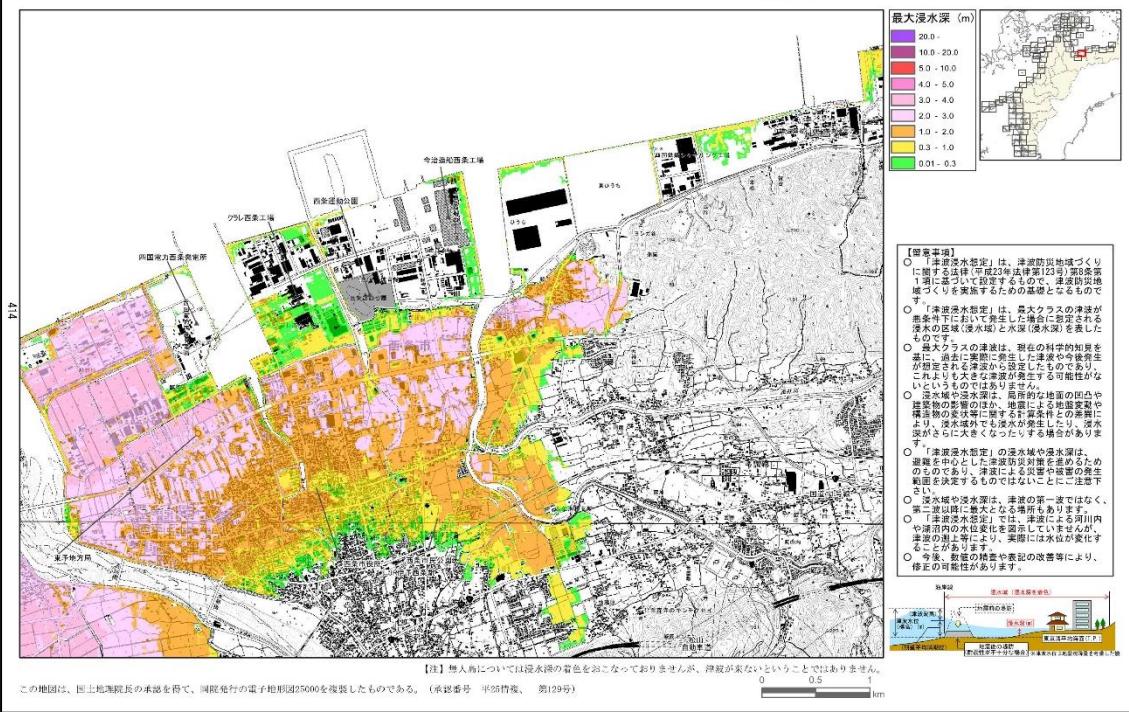
図 2-4-11(1) ①南海トラフ巨大地震の震度分布（5ケースの重ね合わせ）

愛媛県津波浸水想定

地域海岸：燧灘

<西条市(4)・新居浜市(1)>

図面番号: 54 / 84

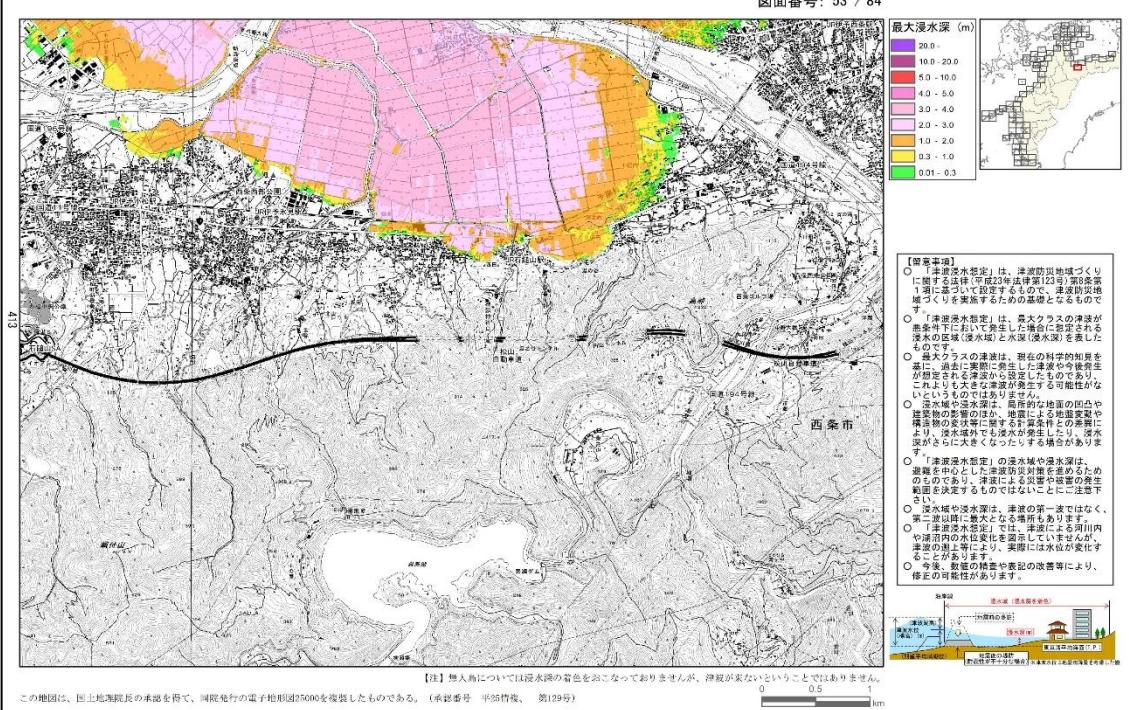


愛媛県津波浸水想定

地域海岸：燧灘

<西条市(3)>

図面番号: 53 / 84

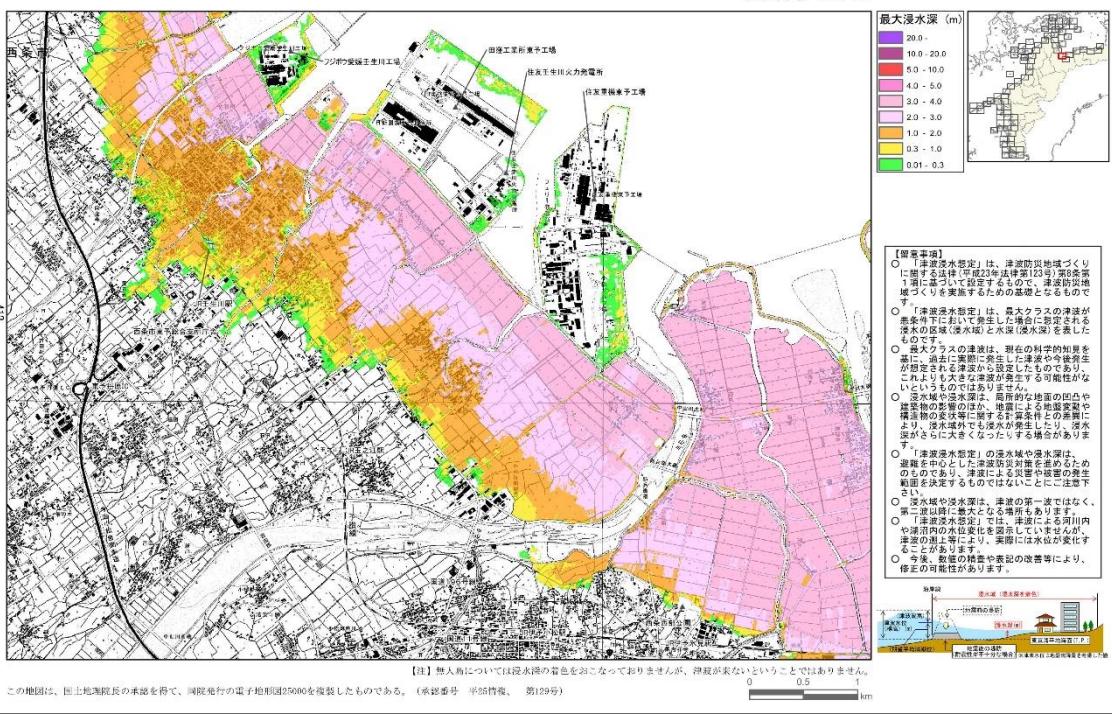


愛媛県津波浸水想定

地域海岸：燧灘

<西条市(2)>

図面番号: 52 / 84

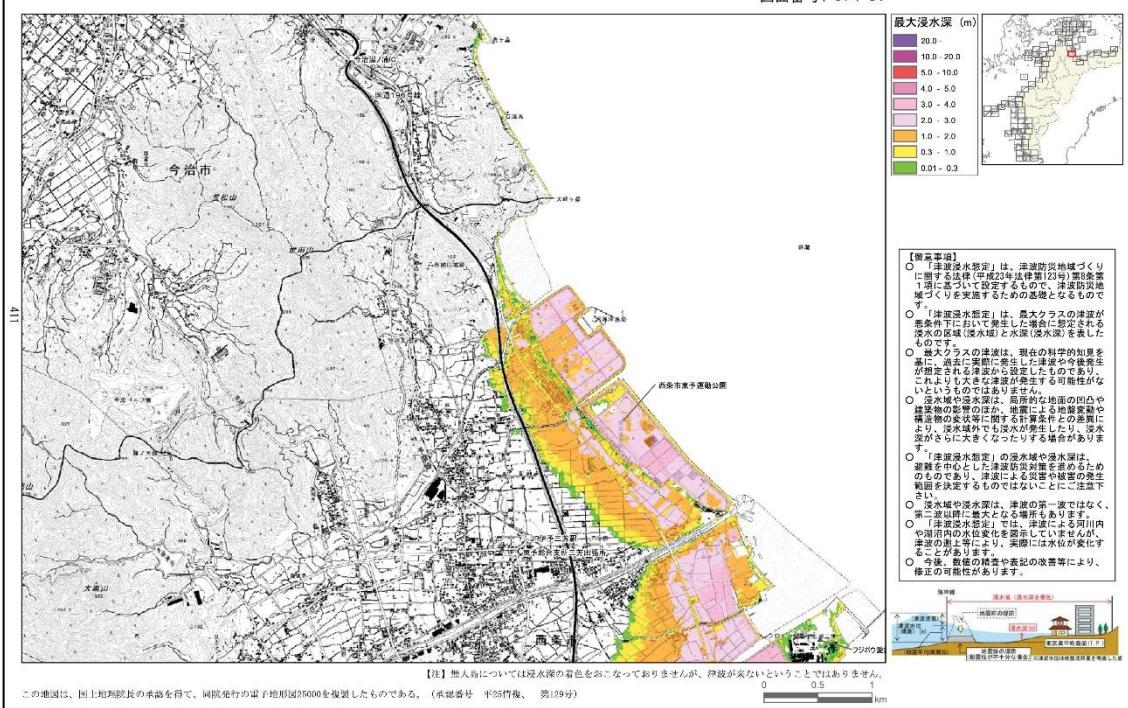


愛媛県津波浸水想定

地域海岸：燧灘

<今治市(6)・西条市(1)>

図面番号: 51 / 84



「愛媛県地震被害想定調査結果報告書」において、愛媛県が試算した本市の被害想定は次のとおりである。南海トラフによる巨大地震（陸側ケース）が発生した場合、建物及び人的被害として、建物全壊33,132棟（約38.5%）・半壊17,541棟（20.4%）、死者3,648人（約3.2%）と甚大な被害となることが想定されている。避難者（1日後～1カ月後）についても、54,448人（約48.5%）～76,145人（約67.9%）の発生が想定されている。

◆建物被害（冬 夕方18時 強風）※1

総棟数85,887棟 木造建築物61,826棟 内昭和55年以前建築建物数39,124棟

被害の要因	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
揺れ等	14,574	11,832
液状化	1,466	1,866
土砂災害	12	29
津波	3,890	3,814
火災焼失	13,191	-
合計	33,132	17,541
全半壊率	38.5%	20.4%

◆人的被害（冬 深夜 強風）※1

西条市人口112,091人 ※2

被災の要因	死者数(人)	負傷者数(人)	要救助者数(人)
建物倒壊	826	5,179	2,373
(うち屋内収容物の転倒等)	47	700	-
土砂災害	1	1	-
津波	2,592	82	49
火災	230	121	-
人的被害の合計	3,648	5,383	-

◆避難者数（冬 夕方18時 強風）※1

西条市人口112,091人 ※2

	1日後	1週間後	1か月後
避難所への避難者数(人)	34,734	34,228	22,844
避難所外生活者(人)	19,714	20,529	53,301
避難者総数(人)	54,448	54,757	76,145

被害想定における設定

※1：（ ）内は発生時の季節、時間帯、風の強さを示す

※2：平成22年の国勢調査による人口

出典：平成25年 愛媛県地震被害想定調査結果

第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1 直接死を最大限防ぐ		1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海)の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、次のとおり評価を行った。

個別施策分野 (8項目)	横断的分野 (3項目)
① 行政機能、消防等、防災教育	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	③ 地域づくり
④ 産業、金融、エネルギー	
⑤ ライフライン	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 環境	

1 個別施策分野

1 行政機能、消防等、防災教育

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する必要がある。
- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、

発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。

- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む必要がある。
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域

防災力の向上を積極的に推進する必要がある。

- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。

2 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るために大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、そ

れらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るために、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るために水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。

ある。

- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。
- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取組む必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を探提供する体制を整備する必要がある。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。
- 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。

3 保健医療・福祉

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）やD M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターへリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。

4 産業、金融、エネルギー

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害

に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。
- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

5 ライフライン、情報通信

- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフケーンの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフケーン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める必要がある。

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する必要がある。

6 交通・物流

- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。

- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 海抜表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞する事がないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。

7 農林水産

- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要

がある。

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 現行の用水供給整備水準を超える渴水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渴水対策を行う必要がある。

8 環境

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 処理槽については、災害に強い合併処理槽の整備を促進する必要がある。
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置き

するためのストックヤードを確保する必要がある。

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

2 横断的分野

1 リスクコミュニケーション

- 津波からの避難を確実に行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓

練を実施する必要がある。

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。
- 防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 地震や津波によるLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。

2 老朽化対策

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やバトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

3 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心とし、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価

「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域

防災力の向上を積極的に推進する必要がある。

- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るために大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることか

ら、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占め

るとされる「自助」を推進する必要がある。

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 地震や津波によるLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地

域防災リーダーの育成に積極的に取組む必要がある。

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続きしていく必要がある。
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J アラート）、L アラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・S N S 等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線 L A N 環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。
- 津波からの避難を確実に行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査にお

ける津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 地震や津波によるLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。(再掲)
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む必要がある。(再掲)
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の2,674人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模 土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。
- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)

- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。（再掲）
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。（再掲）
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。（再掲）
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。
- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取組む必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を見提供する体制を整備する必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必

要がある。

- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマ

- ツップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
 - 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
 - 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。(再掲)
 - 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
 - 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む必要がある。(再掲)
 - 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。(再掲)
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する必要がある。
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。（再掲）
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。（再掲）
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。（再掲）

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。(再掲)
- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。(再掲)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。(再掲)
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。(再掲)
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。(再掲)
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づ

く災害医療体制の充実強化を図る必要がある。

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）やD M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターへリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。（再掲）
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。（再掲）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。（再掲）
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S（広域災害救急医療情報システム）やD M H I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の

整備を推進する必要がある。

- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死 者の発生

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S(広域災害救急医療情報システム)やD M H I S S(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する必要がある。(再掲)
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する必要がある。(再掲)
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。(再掲)
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める必要がある。(再掲)
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。

- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
(再掲)
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。(再掲)
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を

- 実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
 - 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。(再掲)
 - 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
 - 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
 - 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S(広域災害救急医療情報システム)やD M H I S S(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する必要がある。(再掲)
 - 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(B C P)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
 - 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中止した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート(災害情報共有システム)や全国瞬時警報システム(Jアラート)等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市S N S

等の普及を促進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示(緊急)や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム(Jアラート)、Lアラート(災害情報共有システム)、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・S N S等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート(災害情報共有システム)や全国瞬時警報システム(Jアラート)等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市S N S等の普及を促進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。(再掲)
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。(再掲)
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。(再掲)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。(再掲)
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。(再掲)
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。(再掲)
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応

等を実行できる体制を維持する必要がある。(再掲)

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する必要がある。(再掲)
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要な拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。(再掲)

- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。(再掲)
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める必要がある。(再掲)
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る

必要がある。(再掲)

- 現行の用水供給整備水準を超える渴水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渴水対策を行う必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 净化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。(再掲)

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計

画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。

- 海抜表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。(再掲)
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るために、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るために水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。(再掲)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。(再掲)
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。(再掲)
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。(再掲)
- 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と

連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。(再掲)

- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。(再掲)
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞する事がないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 地震や津波によるLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。(再掲)

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。(再掲)

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。(再掲)
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。(再掲)
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一

層の充実強化を図る必要がある。

- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。(再掲)
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。(再掲)
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。(再掲)
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)

- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。（再掲）
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。（再掲）
- 防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。（再掲）
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。(再掲)
- 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。(再掲)
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。(再掲)
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。(再掲)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する必要がある。(再掲)
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。(再掲)
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的か

つ着実に進める必要がある。(再掲)

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。(再掲)
- 海抜ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続きしていく必要がある。(再掲)
- 津波からの避難を確実に行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。(再掲)
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津

波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

第4章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第3章第3節の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

なお、施策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI：Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。【経営戦略部】
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。【建設部・消防本部】
//主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく。【経営戦略部・消防本部・建設部】
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。【経営戦略部・消防本部・建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット119緊急通報システム整備事業
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。【経営戦略部・総務部】
//主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。【経営戦略部・総務部】

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。【経営戦略部・消防本部】
//主な事業//防災事業
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む。【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対処能力を向上させる。【消防本部】
//主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する。【消防本部】
//主な事業//消防車両等整備事業、消防資機材整備事業
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。【こども健康部・消防本部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。【指導部・消防本部】
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する。【指導部】

- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。【子ども健康部・指導部】
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。【建設部】
//主な事業//木造住宅耐震診断・耐震改修事業
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。【福祉部・子ども健康部・建設部・管理部】
//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【福祉部・子ども健康部・建設部・管理部】
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。【建設部】
//主な事業//ブロック塀等安全対策事業
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るために大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る。【建設部】
//主な事業//宅地耐震化推進事業
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する。【建設部】

//主な事業//老朽危険空家除却事業

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【消防本部】

- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。【建設部】

//主な事業//街路事業

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】

//主な事業//県港湾事業負担金

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。【建設部】

//主な事業//港湾管理費、河川改修事業、県港湾管理事業負担金

- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく。【経営戦略部・建設部】

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。【管理部】

//主な事業//文化財保護事業

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。【管理部】

- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。【管理部】

- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する。【消防本部】
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。【経営戦略部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【経営戦略部・総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【経営戦略部】

//主な事業//防災事業
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【総務部】
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【建設部】

//主な事業//通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進めるとともに、防災拠点となる約2.5haの緑地整備を県と連携して着実に進める。【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業、県港湾事業負担金
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【経営戦略部】

//主な事業//市民総合防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとする「自助」を推進する。【経営戦略部】

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。【経営戦略部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。【経営戦略部・環境部・消防本部】

- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける。【経営戦略部・建設部】

- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う。【経営戦略部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。【経営戦略部・福祉部・こども健康部】

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。【経営戦略部】

- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく。【消防本部】

- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。【消防本部】

- 地震や津波による L P ガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。【消防本部】
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。【建設部・環境部】
//主な事業//橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。【建設部】
//主な事業//橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【建設部・農林水産部】
//主な事業//港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。【農林水産部】
//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む。【経営戦略部】
//主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。【経営戦略部・指導部】
//主な事業//自主防災組織育成事業

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。【市民生活部】

//主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業、自治組織育成事業、
コミュニティ施設整備事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。【経営戦略部・建設部】

1-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 業務継続計画（B C P）の策定・見直し	H28 策定	R3 見直し	
○ 本市施設耐震化率	94.9%	100%	
○ 庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率	100%	100%	
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	
○ 本市基幹システムのクラウド化	－	R1 導入	
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 導入	－	
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	3 回/年	3 回/年	
○ 本市職員参集メール応答訓練の実施	2 回/年	2 回/年	
○ 本市受援計画の策定	－	R2 策定	
○ 他機関との合同訓練の回数	1 回/年	1 回/年	
○ 消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	95%	100%	
○ 消防車両整備計画に基づく整備率	－	15 台更新	
○ 耐震性貯水槽の整備基數	46 基	52 基	
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	
○ 防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合	100%	100%	
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	

○ 火災予防訓練を実施している小中学校の割合	100%	100%	
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合	100%	100%	
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合	100%	100%	
○ 住宅耐震化率	71.2%	90%	
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF工法による耐震化は完了済み。	72.2%	81%	
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ 耐震化を図ったブロック塀の件数	0 件/年	10 件/年	
○ 大規模盛土造成地マップの作成・公表	－	R1 公表	
○ 除去した空き家の件数	13 件/年	15 件/年	
○ 都市計画街路密度	0.119 km/km ²	0.122km/km ²	
○ 災害時応援協定締結数	72 件	90 件	
○ 文化財の耐震化率	0%	30%	
○ 展示・収蔵方法を見直した博物館の割合	33.3%	100%	
○ 目録等の作成割合	0%	100%	
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	15 箇所	15 箇所	
○ 市防災メールの登録者数	3,103 件	4,000 件	
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	5,176 件	11,000 件	
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 整備	－	
○ 緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施	－	44 件	
○ 東予港（中央地区）耐震強化岸壁の整備	－	R7 完了	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75 回/年	100 回/年	
○ シェイクアウト訓練の実施	1 回/年	1 回/年	
○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 作成	－	
○ 湯井川洪水ハザードマップの作成	－	R2 作成	
○ 公民館等において一般市民向けの住まいの地震対策講座の開催により、啓発・普及活動を実施	1 回/年	1 回/年	
○ 県総合防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	
○ 住宅用火災警報器の普及率の向上	77%	85%	
○ 公表該当重大違反対象物の表	17 件	0 件	
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	H28 更新	－	

○ トンネルの長寿命化計画の策定	H28 策定	－	
○ 都市公園遊具の健全化率	92.86%	98.87%	
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	H29 策定	－	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	26 橋	66 橋	
○ 国土強靭化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	2 箇所	
○ 自主防災組織率	92.3%	100%	
○ 防災士育成人数	1,081 人	1,561 人	
○ 本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保	0 地区 0 人	27 地区 27 人	

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。(再掲)【建設部・消防本部】
//主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。(再掲)【経営戦略部・総務部】
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//木造住宅耐震診断・耐震改修事業
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】

//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
 - //主な事業//ブロック塀等安全対策事業
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。(再掲)【建設部】
 - //主な事業//ブロック塀等安全対策事業
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】
 - //主な事業//県港湾事業負担金
- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。(再掲)【建設部】
 - //主な事業//港湾管理費、河川改修事業、県港湾管理事業負担金
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。【建設部・環境部】
 - //主な事業//県港湾事業負担金、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して

情報提供を行う。(再掲)【経営戦略部】

- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続きしていく。【消防本部】

- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく。【経営戦略部】

//主な事業//地域・企業等連携防災力強化事業

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。(再掲)【経営戦略部・総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災事業

- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。(再掲)【総務部】

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進めるとともに、防災拠点となる約 2.5ha の緑地整備を県と連携して着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業、県港湾事業負担金

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。【農林水産部・建設部】

- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対

策を着実に進める。【建設部】

//主な事業//北条新田高松線道路改良事業、橋りょう耐震化事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

【農林水産部・建設部】

- 津波からの避難を確実に行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。【経営戦略部】

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲)【経営戦略部】

- 地震や津波によるLPGガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。(再掲)【消防本部】

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。(再掲)【建設部・環境部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【建設部・農林水産部】

//主な事業//港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となるこ

とから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【経営戦略部・指導部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。(再掲)【市民生活部】

//主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業、自治組織育成事業、コミュニティ施設整備事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【経営戦略部・建設部】

1-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市施設耐震化率	94.9%	100%	
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	
○ 本市職員参集メール応答訓練の実施	2 回/年	2 回/年	
○ 他機関との合同訓練の回数	1 回/年	1 回/年	
○ 住宅耐震化率	71.2%	90%	
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率	72.2%	81%	
※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。			
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ 耐震化を図ったブロック塀の件数	0 件/年	10 件/年	
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	12.5%	28.6%	
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	12.5%	28.6%	
○ 消防計画の提出数	調査中	調査中	
○ 津波避難ビル指定箇所数	11 箇所	15 箇所	
○ 市防災メールの登録者数	3,103 件	4,000 件	
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	5,176 件	11,000 件	
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 整備	－	
○ 東予港（中央地区）耐震強化岸壁の整備	－	R7 完了	

○ 避難路整備の供用延長	0 km	0.9 km	
○ 避難路に架かる橋りょうの耐震化	1 橋	5 橋	
○ 防災マップの作成・配布	H30 更新	－	
○ 液状化マップの作成・配布	H30 更新	－	
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	H28 更新	－	
○ トンネルの長寿命化計画の策定	H28 策定	－	
○ 都市公園遊具の健全化率	92.86%	98.87%	
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	H29 策定	－	
○ 自主防災組織率	92.3%	100%	
○ 防災士育成人数	1,081 人	1,561 人	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75 回/年	100 回/年	
○ 本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保	0 地区 0 人	27 地区 27 人	

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う。【経営戦略部】
- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する。【経営戦略部・環境部・農林水産部・建設部】
//主な事業//災害対応事業
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。(再掲)【経営戦略部・総務部】
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。（再掲）【消防本部】
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。（再掲）【こども健康部・消防本部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。（再掲）【指導部・消防本部】
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【建設部・農林水産部・環境部】
//主な事業//雨水ポンプ場管理費、終末処理場管理費、港湾管理費、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業（楠河西：排水機場・樋門・堤防補修）
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設部】
//主な事業//県港湾事業負担金
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【経営戦略部・建設部・消防本部】
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。【建設部・農林水産部・環境部】
//主な事業//雨水ポンプ場整備事業、農村地域防災減災事業（排水機場整備：玉津・下島山）

- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。【建設部・農林水産部】
//主な事業//県港湾事業負担金、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業(楠河西：排水機場・樋門・堤防補修)
- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取組む。【農林水産部・建設部】
//主な事業//、農業水路等長寿命化・防災減災事業(排水機場:機能保全計画の策定)
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。【建設部・農林水産部】
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【経営戦略部】
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する。【福祉部・こども健康部】
//主な事業//健康づくり推進事業、健康診査事業、健康教育推進事業、健康相談事業、訪問指導事業、運動推進事業、自殺対策事業、介護予防・日常生活支援サービス事業、ピロリ菌感染検査事業
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。(再掲)【経営戦略部】
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。【経営戦略部】
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。(再掲)【総務部】
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する。【建設部】
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。【建設

部】

- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【農林水産部】
//主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壤侵食防止等）を確保する。【農林水産部】
//主な事業//ほ場整備事業、県営ほ場整備事業、国営ほ場整備事業
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。【農林水産部】
//主な事業//ため池等整備事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農業水利施設ストックマネジメント事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農業用排水路整備事業
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。【農林水産部】
//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。【農林水産部】
//主な事業//治山事業
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【農林水産部】
//主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【農林水産部】
//主な事業//森林・山村多面的機能発揮対策事業
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等

による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

【農林水産部】

//主な事業//治山事業

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。【農林水産部】

- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。(再掲)【経営戦略部・環境部・消防本部】

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲)【経営戦略部】

- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。【経営戦略部・建設部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。(再掲)【農林水産部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業

- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。【農林水産部】

//主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業（排水機場：機能保全計画の策定）

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【経営戦略部・指導部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

1-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定	－	R1 策定	
○ 臨時ポンプ設置数	35 台	35 台	
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4 回/年	4 回/年	
○ 本市受援計画の策定	－	R2 策定	
○ 他機関との合同訓練の回数	1 回/年	1 回/年	
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	
○ 防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合	100%	100%	
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	
○ 雨水排水用水門の設置基數	5 基	5 基	
○ 汚水処理水放流用水門の設置基數	3 基	2 基	
○ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催回数	2 回/年	2 回/年	
○ 雨水ポンプ場計画能力整備率	69.3%	75.4%	
○ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の設置	H29	－	
○ 介護予防教室の参加者数	1,950 人	3,000 人	
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 整備	－	
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 建設業協会との意見交換会実施	1 回/年	1 回/年	
○ 水田ほ場整備率	31.9%	42%	
○ ため池浸水想定区域図等の策定	39 箇所	102 箇所	
○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 作成	－	
○ 渕井川洪水ハザードマップの作成	－	R2 作成	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75 回/年	100 回/年	
○ 自主防災組織率	92.3%	100%	

○ 防災士育成人数	1,081 人	1,561 人	
-----------	---------	---------	--

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。（再掲）【経営戦略部】
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する。【経営戦略部】
 - //主な事業//災害対応備品等整備事業
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める。【経営戦略部・消防本部・総務部】
 - //主な事業//災害対応備品等整備事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。（再掲）【消防本部】
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。【こども健康部】
 - //主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。【産業経済部】
 - //主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。【産業経済部】
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【産業経済部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める。【環境部】

- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。【経営戦略部】
//主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。【建設部】
//主な事業//橋りょう耐震化事業
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。【経営戦略部】
//主な事業//防災情報通信システム運営事業
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。【経営戦略部・環境部・建設部】
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。【経営戦略部】
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける。（再掲）【経営戦略部・建設部】
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。（再掲）【経営戦略部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。【環境部】

- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【経営戦略部・指導部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

2-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 業務継続計画（B C P）の策定・見直し	H28 策定	R3 見直し	
○ 水・食料の備蓄率	67.2%	100%	
○ 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況	0%	100%	
○ 他機関との合同訓練の回数	1回/年	1回/年	
○ 基幹管路（水道施設）の耐震化率	65.9%	70%	
○ 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	100%	100%	
○ 2次緊急輸送道路の耐震化	0橋	2橋	
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0橋	2橋	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	
○ 県総合防災訓練への参加	1回/年	1回/年	
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	7件	7件	
○ 災害時応援協定締結数	72件	90件	
○ 公民館等において一般市民向けの住まいの地震対策講座の開催により、啓発・普及活動を実施	1回/年	1回/年	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75回/年	100回/年	

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。【経営戦略部・農林水産部】

//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する。(再掲)【消防本部】

- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める。【建設部】

//主な事業//道路改良事業（市道舟形市之川線等）

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。【建設部】

//主な事業//災害対応事業（崩土除去等）

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。（再掲）【経営戦略部・福祉部・こども健康部】

2-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ ため池浸水想定区域図等の策定	39 箇所	102 箇所	
○ 防災ヘリ等離着陸場所数	15 箇所	15 箇所	
○ 代替ルートの整備延長	0 k m	1 k m	
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	26 橋	66 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの耐震化数	3 橋	13 橋	
○ 国土強靭化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	2 箇所	
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 喜多川朔日市線の供用延長	1.1 k m	2.1 k m	
○ 県総合防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。（再掲）【経営戦略部・消防本部・建設部】

//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊

急通報システム整備事業

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。(再掲)【経営戦略部・消防本部】

//主な事業//防災事業

- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】

- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める。【消防本部】

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う。【経営戦略部】

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲)【経営戦略部】

- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。(再掲)【消防本部】

2-3 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源(発電機含む)の設置率	100%	100%	
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	3回/年	3回/年	
○ 他機関との合同訓練の回数	1回/年	1回/年	
○ 本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	88.8%	100%	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	
○ 広域防災拠点の確保	2箇所	2箇所	

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。【経営戦略部】
//主な事業//災害対応備品等整備事業
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。(再掲)【こども健康部・指導部】
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく。(再掲)【経営戦略部・建設部】
- 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく。
【建設部】
//主な事業//公園整備・改修事業
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する。【経営戦略部】
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。【産業経済部】
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業経済部】
//主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線 L A N 環境の整備を推進する。(再掲)【総務部】
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。【建設部】

- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業

2-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市指定避難所における防災倉庫設置率	100%	100%	
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合	100%	100%	
○ メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合	100%	100%	
○ 災害時応援協定締結数	72 件	90 件	
○ 住区基幹公園から 800m 圏内の人口カバー率	52.3%	60%	
○ 災害時帰宅支援ステーションの整備数	42 店舗	42 店舗	
○ 本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備	H25 整備	—	
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	0 橋	2 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの耐震化数	2 橋	4 橋	

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】

//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。(再掲)【こども健康部】

//主な事業//病院事業会計負担金・補助金

- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。【こども健康部】

//主な事業//病院事業会計負担金・補助金

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。【こども健康部】

//主な事業//病院事業会計負担金・補助金

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。【こども健康部】

//主な事業//病院事業会計負担金・補助金

- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T ・ D P A T の受け入れを円滑に行うため、E M I S (広域災害救急医療情報システム) やD M H I S S (災害精神保健医療情報支援システム) の運用体制を整備する。【こども健康部・消防本部】

- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターへリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める。【消防本部】

- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える。【福祉部・こども健康部】

//主な事業//福祉センター管理運営事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲) 【経営戦略部】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。(再掲) 【経営戦略部】

//主な事業//防災事業

2-5 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF工法による耐震化は完了済み。	72.2%	81%	
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ 公立病院医療コーディネーター連絡用衛星携帯電話の設置率	100%	100%	
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12回/年	12回/年	
○ ドクターへリ離着陸場所数	39箇所	39箇所	
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	H29策定	－	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	
○ 県総合防災訓練への参加	1回/年	1回/年	

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。(再掲)【こども健康部】
//主な事業//病院事業会計負担金・補助金
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やD M A T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、E M I S(広域災害救急医療情報システム)やD M H I S S(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。(再掲)【こども健康部・消防本部】
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。【こども健康部】
//主な事業//予防事業
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する。【こども健康部】
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。【経営戦略部・福祉部・こども健康部】

//主な事業//やすらぎ苑管理運営事業

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【環境部】
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【環境部・建設部】

//主な事業//管渠整備・管渠改築事業（雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費、終末処理場建設・改築事業
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。【環境部・建設部】

//主な事業//函渠整備事業、管渠改築事業（汚水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費・改築事業、終末処理場改築事業

2-6 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12回/年	12回/年	
○ 下水道 BCP 策定	H23 策定	—	
○ 下水道による都市浸水対策達成率	22.5%	23%	
○ 本市内水ハザードマップの作成	H28 作成	—	
○ 下水道処理場及びポンプ場の耐震化率	11.1%	12.5%	
○ 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	9.3%	9.3%	
○ 下水道による雨水整備率	42.9%	43%	
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	H29 策定	—	
○ 本市内水ハザードマップの作成	H28 作成	—	

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る。（再掲）【経営戦略部】

//主な事業//災害対応備品等整備事業

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する。【建設部】
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMA T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、EM I S(広域災害救急医療情報システム)やDMH I S S(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。(再掲)【こども健康部・消防本部】
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。(再掲)【経営戦略部】
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する。(再掲)【こども健康部】
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える。(再掲)【福祉部・こども健康部】
//主な事業//福祉センター管理運営事業

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める。(再掲)【環境部】
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。【経営戦略部・福祉部・こども健康部】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す(再掲)。【経営戦略部】
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る。【福祉部】
//主な事業//認知症サポーター養成事業
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う。【環境部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。(再掲)【環境部】

2-7 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市指定避難所における防災倉庫設置率	100%	100%	
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 <small>※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF工法による耐震化は完了済み。</small>	72.2%	81%	
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ 被災宅地危険度判定士等育成研修開催数	1回/年	1回/年	
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12回/年	12回/年	
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	H29策定	－	
○ 基幹管路（水道施設）の耐震化率	65.9%	70%	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75回/年	100回/年	
○ 本市避難所設置運営マニュアルの策定及び見直し	H27策定	－	
○ 認知症サポーターの人数	12,420人	13,000人	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。（再掲）【経営戦略部】
 - 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。（再掲）【建設部・消防本部】
 - //主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業
 - 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく。（再掲）【経営戦略部・消防本部・建設部】
 - 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。（再掲）【経営戦略部・消防本部・建設部】
 - //主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業
 - 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める。（再掲）【経営戦略部・消防本部・総務部】
 - //主な事業//災害対応備品等整備事業
 - 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や A I 等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。（再掲）【経営戦略部・総務部】
 - //主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防 RPA）
 - 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。（再掲）【経営戦略部・総務部】
 - 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。（再掲）【経営戦略部・消防本部】
 - //主な事業//防災事業

- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取組む。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する。
【経営戦略部・財務部・福祉部・総務部】
//主な事業//被災者生活再建支援システム構築事業、災害救助事業
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する。【経営戦略部】
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練を実施する。【消防本部】
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める。(再掲)【消防本部】
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設

整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMA T・D P A Tの受け入れを円滑に行うため、EM I S(広域災害救急医療情報システム)やDMH I S S(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。(再掲)【こども健康部・消防本部】
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(B C P)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業経済部】

//主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。(再掲)【建設部・環境部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業、都市公園安全安心対策事業、管渠改築事業、終末処理場改築事業、雨水ポンプ場改築事業

3-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 業務継続計画(B C P)の策定・見直し	H28 策定	R3 見直し	
○ 本市施設耐震化率	94.9%	100%	
○ 庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率	100%	100%	
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源(発電機含む)の設置率	100%	100%	
○ 災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況	0%	100%	
○ 本市基幹システムのクラウド化	－	R1 導入	
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 導入	－	
○ 本市職員向け研修・訓練の実施	4回/年	4回/年	
○ 本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	3回/年	3回/年	

○ 本市職員収集メール応答訓練の実施	2回/年	2回/年	
○ 本市受援計画の策定	—	R2 策定	
○ 被災者生活再建支援システムの導入	—	R1 導入	
○ 西条刑務支所との連絡網の整備	H17 整備	—	
○ 他機関との合同訓練の回数	1回/年	1回/年	
○ 緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	1回/年	1回/年	
○ 愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	1回/年	2回/年	
○ 本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人 数の割合	88.8%	100%	
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF工法による耐震化は完了済み。	72.2%	81%	
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ E M I S 等を活用した訓練の実施回数	12回/年	12回/年	
○ 橋りょうの長寿命化計画の策定	H28 更新	—	
○ トンネルの長寿命化計画の策定	H28 策定	—	
○ 都市公園遊具の健全化率	92.86%	98.87%	
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の 策定	H29 策定	—	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラ
インの確保対策を進める。(再掲)【経営戦略部・消防本部・建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット119緊
急通報システム整備事業
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達
を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等
の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処
理・収集・共有機能の強化を図る。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、
スマートシティ構築トライアル事業(消防RPA)

- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業

4-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	
○ 本市基幹システムのクラウド化	—	R1 導入	
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 導入	—	
○ 孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	100%	100%	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中止した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する。【経営戦略部】

//主な事業//防災事業

4-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 市防災メールの登録者数	3,103 件	4,000 件	
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	5,176 件	11,000 件	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。(再掲)【経営戦略部・総務部】

//主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う。（再掲）【経営戦略部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。（再掲）【指導部・消防本部】
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく。【経営戦略部・福祉部・こども健康部】
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所設置運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成については、国・県の動向を注視しながら検討していく。【福祉部・こども健康部・産業経済部・環境部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。（再掲）【経営戦略部・総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。（再掲）【経営戦略部】

//主な事業//防災事業
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対し的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールや本市安全・安心情報お届けメール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市SNS等の普及を促進する。（再掲）【経営戦略部】

//主な事業//防災事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//市民総合防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。(再掲)【経営戦略部】

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。(再掲)【経営戦略部・福祉部・こども健康部】

4-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市基幹システムのクラウド化	－	R1 導入	
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 導入	－	
○ 本市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定	－	R1 策定	
○ 防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合	100%	100%	
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	
○ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	－	100%	
○ 本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	H29 策定	－	

○ 本市避難所設置運営マニュアルの策定及び見直し	H27 策定	－	
○ 市防災メールの登録者数	3,103 件	4,000 件	
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	5,176 件	11,000 件	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	
○ シェイクアウト訓練の実施	1回/年	1回/年	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75回/年	100回/年	
○ 県総合防災訓練への参加	1回/年	1回/年	

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（B C P）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。（再掲）【産業経済部】

//主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金

- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。（再掲）【産業経済部】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（再掲）【産業経済部】

- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する。【経営戦略部】

//主な事業//SS 過疎地対策検討支援事業

- 災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。【産業経済部】

//主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金

- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する。（再掲）【建設部】

//主な事業//災害対応事業（崩土除去等）

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルート

を確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。(再掲)

【建設部】

//主な事業//橋りょう耐震化事業

- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する。(再掲)【建設部】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（B C P）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。(再掲)【農林水産部・建設部】

- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。【農林水産部】

5-1 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 2次緊急輸送道路の耐震化	0 橋	2 橋	
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0 橋	2 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	26 橋	66 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの耐震化数	3 橋	13 橋	
○ 国土強靭化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	2 箇所	
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	1.4 k m	

○ 喜多川朔日市線の供用延長	1.1 km	2.1 km	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける。【産業経済部】

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//災害対応備品等整備事業
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【産業経済部】
//主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する。【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 水産物の生産・流通の重要な拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。【農林水産部】
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。(再掲)【農林水産部・建設部】

- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)

【経営戦略部・建設部】

- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。(再掲) 【経営戦略部】
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。(再掲) 【農林水産部】
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。【農林水産部】
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（B C P）の策定を推進する。【農林水産部】

5-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 水・食料の備蓄率	67.2%	100%	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	26 橋	66 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの耐震化数	3 橋	13 橋	
○ 国土強靭化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	2 箇所	
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 喜多川朔日市線の供用延長	1.1 k m	2.1 k m	
○ 県総合防災訓練への参加	1回/年	1回/年	
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	7 件	7 件	
○ 災害時応援協定締結数	72 件	90 件	

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する。【産業経済部】
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する。【産業経済部】
//主な事業//新エネルギー等関連設備導入促進事業
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（再掲）【産業経済部】
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく。【経営戦略部】
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。【産業経済部】
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【産業経済部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化を進める。（再掲）【環境部】
- 限りある水資源を有效地に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【環境部・農林水産部】
//主な事業//水源の森整備事業
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する。【環境部】
//主な事業//西条市地下水保全管理計画
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種

団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)
【経営戦略部・環境部・建設部】

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う。【農林水産部】
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【産業経済部】
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。(再掲)【環境部】
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【経営戦略部・建設部】

6-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 四国電力(株)との災害時応援協定の締結	H26 締結	－	
○ 災害時応援協定締結数	72 件	90 件	
○ 基幹管路（水道施設）の耐震化率	65.9%	70%	
○ 水源の森整備事業の実施面積（累計）	255ha	700ha	
○ 上水道・簡易水道地区別給水量	298 m ³ /日	289 m ³ /日	
○ 国、県、各団体との応援協定締結数	7 件	7 件	

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（B C P）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。(再掲)【環境部】
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【環境部・建設部】

//主な事業//管渠整備・管渠改築事業（雨水）、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水

ポンプ場管理費、終末処理場建設・改築事業

- 処理槽については、災害に強い合併処理槽の整備を促進する。【環境部】
//主な事業//処理槽設置整備事業、合併処理槽維持管理事業
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【環境部・建設部】
//主な事業//函渠整備事業、管渠改築事業(汚水)、三津屋雨水ポンプ場整備事業、雨水ポンプ場管理費・改築事業、終末処理場改築事業

6-2 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 下水道 BCP 策定	H23 策定	—	
○ 下水道による都市浸水対策達成率	22.5%	23%	
○ 本市内水ハザードマップの作成	H28 作成	—	
○ 下水道処理場及びポンプ場の耐震化率	11.1%	12.5%	
○ 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	9.3%	9.3%	
○ 合併処理処理槽普及率	18.4%	18.9%	
○ 下水道による雨水整備率	42.9%	43%	
○ 下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	H29 策定	—	

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海)の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。(再掲)
【建設部】
//主な事業//橋りょう耐震化事業
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。(再掲)
【建設部】
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐

震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業、道路ストック安全対策事業、楠浜北条線道路改良事業、下田明理川道路改良事業、喜多川朔日市線改良事業

- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。【建設部】
- 海抜表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う。【経営戦略部】
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。(再掲)【農林水産部】

//主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災情報通信システム運営事業
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進めるとともに、防災拠点となる約2.5haの緑地整備を県と連携して着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業、県港湾事業負担金
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。(再掲)【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、橋りょう耐震化事業
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【建設部】
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。(再掲)【建設部】

//主な事業//橋りょう長寿命化事業、道路ストック安全対策事業

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【建設部・農林水産部】
//主な事業//港湾管理費、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

6-3 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 2次緊急輸送道路の耐震化	0 橋	2 橋	
○ 高規格幹線道路にある跨道橋の耐震化	0 橋	2 橋	
○ 建設業協会との意見交換会実施	1回/年	1回/年	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの修繕数	26 橋	66 橋	
○ 国土強靭化に必要な橋りょうの耐震化数	3 橋	13 橋	
○ 国土強靭化に必要なトンネルの修繕箇所数	1 箇所	2 箇所	
○ 楠浜北条線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 下田明理川線の供用延長	0 k m	1.4 k m	
○ 喜多川朔日市線の供用延長	1.1 k m	2.1 k m	
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 県AI活用災害分析システム利用検討会への参加	3回/年	3回/年	
○ 東予港（中央地区）耐震強化岸壁の整備	－	R7 完了	
○ 災害時応援協定締結数	72 件	90 件	

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。(再掲)【経営戦略部・総務部】
//主な事業//防災事業

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【経営戦略部】
//主な事業//防災事業

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】
//主な事業//県港湾事業負担金

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。（再掲）【建設部・環境部】
//主な事業//県港湾事業負担金、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設部】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。（再掲）【建設部】

6-4 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 本市基幹システムのクラウド化	－	R1 導入	
○ 県災害情報通信システムの導入	H27 導入	－	
○ 本市受援計画の策定	－	R2 策定	
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	12.5%	28.6%	
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	12.5%	28.6%	
○ 建設業協会との意見交換会実施	1回/年	1回/年	
○ 災害時応援協定締結数	72件	90件	

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。(再掲)【経営戦略部・消防本部・建設部】
//主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット119緊急通報システム整備事業
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【消防本部】
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練を実施する。(再掲)【消防本部】
- 消防職員の資質向上を目的とした火災予防査察業務等推進事業を継続実施するとともに自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る。【消防本部】
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。(再掲)【消防本部】
//主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅71.2%(H25)、特定建築物68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//木造住宅耐震診断・耐震改修事業
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【福祉部・こども健康部・建設部・管理部】
//主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小学校屋外トイレ改修事業、西条児

童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、丹原福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。(再掲)【消防本部】
- 避難場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく(再掲)【建設部】
//主な事業//公園整備・改修事業
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。(再掲)【建設部】
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。(再掲)【建設部】
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないよう、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。(再掲)【建設部】
//主な事業//通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//防災情報通信システム運営事業
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。(再掲)【経営戦略部】
//主な事業//防災事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(再掲) 【農林水産部・建設部】

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲) 【経営戦略部】

- 地震や津波による L P ガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。(再掲) 【消防本部】

7-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	100%	100%	
○ 本市受援計画の策定	－	R2 策定	
○ 他機関との合同訓練の回数	1 回/年	1 回/年	
○ 緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	1 回/年	1 回/年	
○ 愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	1 回/年	2 回/年	
○ 危険物施設等への立入検査回数	113 回/年	80 回/年	
○ 消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	95%	100%	
○ 消防車両整備計画に基づく整備率	－	15 台更新	
○ 耐震性貯水槽の整備基数	46 基	52 基	
○ 住宅耐震化率	71.2%	90%	
○ 公立小中学校（非木造）の耐震化率 ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	72.2%	81%	
○ 市営住宅の耐震化率	92.3%	94.7%	
○ 私立保育所・幼稚園等の耐震化率	70.96%	93.77%	
○ 住区基幹公園から 800m 圏内の人口カバー率	52.3%	60%	
○ 道路啓開計画におけるマニュアルの作成や啓開訓練の実施	H29 策定	R4 見直し	
○ 緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施	－	44 件	
○ 県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	3 回/年	3 回/年	

○ 県総合防災訓練への参加	1回/年	1回/年	
---------------	------	------	--

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。(再掲)【こども健康部・消防本部】
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。(再掲)【指導部・消防本部】
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【建設部】

//主な事業//県港湾事業負担金

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。(再掲)【建設部・農林水産部】
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。(再掲)【経営戦略部】
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、本市安全・安心情報お届けメール、緊急速報メール、アプリ「防災情報さいじょう」、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。(再掲)【経営戦略部・総務部】

//主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。(再掲)【経営戦略部】

//主な事業//防災事業

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。(再掲)【農林水産部】

//主な事業//ため池等整備事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農業水利施設ストックマネジメント事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農業用排水路整備事業

- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。(再掲)【農林水産部】

//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(再掲)【農林水産部】

//主な事業//治山事業

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。

(再掲)【農林水産部】

//主な事業//治山事業

- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(再掲)【農林水産部・建設部】

- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。(再掲)【経営戦略部・建設部】

//主な事業//自主防災組織育成事業

- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。(再掲)【経営戦略部・建設部】

7-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	100%	100%	
○ 防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合	100%	100%	
○ 少年消防クラブを結成している小学校の割合	100%	100%	
○ 救命入門コースを受講している中学校の割合	100%	100%	
○ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の設置	H29	—	
○ 市防災メールの登録者数	3,103 件	4,000 件	
○ アプリ「防災情報さいじょう」の登録者数	5,176 件	11,000 件	
○ ため池浸水想定区域図等の策定	39 箇所	102 箇所	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75 回/年	100 回/年	

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。【消防本部】
- 原子力発電所の万が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る。【経営戦略部・産業経済部】
- 有害物質の拡散防止や施設の損傷防止のため、外部からの電力供給遮断時、機器の異常停止等原因別の対応手順を策定し、場合別の手順を確認すると共に訓練を繰り返し行う。
【環境部】
//主な事業//ごみ収集運搬事業、ひうち・道前クリーンセンター管理運営事業、環境対策費、鉛害防止事業

7-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 原子力防災訓練への参加	1回/年	1回/年	

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。【農林水産部】
//主な事業//地籍調査事業

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。(再掲)【建設部・農林水産部】
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【農林水産部】
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(再掲)
【農林水産部】
//主な事業//治山事業
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。(再掲)【農林水産部】
//主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。(再掲)【農林水産部】
//主な事業//森林・山村多面的機能発揮対策事業
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。
(再掲)【農林水産部】
//主な事業//治山事業
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。(再掲)【農林水産部】
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
(再掲)【農林水産部・建設部】

7-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 地籍調査実施率	71.5%	73.77%	

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//木造住宅耐震診断・耐震改修事業
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。【環境部】
- 「西条市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「西条市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する。【環境部】
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。【環境部】
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。【環境部】

8-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 住宅耐震化率	71.2%	90%	
○ 本市災害廃棄物処理計画の策定	H30 策定	-	
○ 本市災害廃棄物処理計画策定ガイドラインの策定	-	R6 策定	
○ 災害時におけるごみ等に係る協定締結数	1 件	3 件	
○ 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤード予定地の設定	-	R6 策定	

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【経営戦略部】
//主な事業//防災事業
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設部】
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。（再掲）【建設部】
- 防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。【市民生活部】
//主な事業//市民活動支援センター管理運営事業
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【市民生活部】
//主な事業//ボランティア設置事業
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（再掲）【経営戦略部・指導部】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。【市民生活部】
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく。【経営戦略部】

8-2 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 本市受援計画の策定	－	R2 策定	
○ 建設業協会との意見交換会実施	1回/年	1回/年	
○ 災害時応援協定締結数	72件	90件	
○ 市民活動支援センターの登録団体数	96団体	200団体	
○ 災害ボランティアコーディネーター研修会への参加	1回/年	1回/年	
○ 災害ボランティア講座の開催	2回/年	2回/年	
○ 災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施	－	1回/年	
○ 西条市社会福祉協議会災害対応マニュアルの策定	H31 策定	－	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75回/年	100回/年	

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。
(再掲) 【管理部】
//主な事業//文化財保護事業
- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。(再掲) 【管理部】
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。(再掲) 【管理部】
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。【産業経済部】
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
(再掲) 【農林水産部・建設部】
- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促

進する必要がある。(再掲)【市民生活部】

8-3 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 文化財の耐震化率	0%	30%	
○ 展示・収蔵方法を見直した博物館の割合	33.3%	100%	
○ 目録等の作成割合	0%	100%	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

- 台風等風水害による被害が予測される場合は、浸水が想定される地域に臨時ポンプの設置を検討・設置する。(再掲)【経営戦略部・環境部・農林水産部・建設部】
//主な事業//災害対応事業
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 71.2%(H25)、特定建築物 68.3%(H25)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。(再掲)【建設部】
//主な事業//木造住宅耐震診断・耐震改修事業
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。【建設部】
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する。【建設部】
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。【建設部】
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。(再掲)【農林水産部】
//主な事業//地籍調査事業
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、これらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。(再掲)【経営戦略部・農林水産部】
//主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】

//主な事業//県港湾事業負担金

- 本市の海拔ゼロメートル地帯では、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。（再掲）【建設部】

//主な事業//港湾管理費、河川改修事業、県港湾管理事業負担金

- 海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する。【建設部】

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。（再掲）【建設部・農林水産部・環境部】

//主な事業//雨水ポンプ場管理費、終末処理場管理費、港湾管理費、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業（楠河西：排水機場・樋門・堤防補修）

- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設部】

//主な事業//県港湾事業負担金

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。（再掲）【建設部・環境部】

//主な事業//県港湾事業負担金、雨水ポンプ場改築事業、雨水ポンプ場整備事業、終末処理場改築事業

- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。（再掲）【建設部・農林水産部・環境部】

//主な事業//雨水ポンプ場整備事業、農村地域防災減災事業（排水機場整備：玉津・下島山）

- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。（再掲）【建設部・農林水産部】
//主な事業//県港湾事業負担金、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業（楠河西：排水機場・樋門・堤防補修）
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続きしていく。（再掲）【消防本部】
- 津波からの避難を確実に行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。（再掲）【経営戦略部】
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。（再掲）【経営戦略部・環境部・消防本部】
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保險を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る。【経営戦略部】
//主な事業//自主防災組織育成事業
- 県地震被害想定では、堤防の全壊による海水の流入により県内最大の 2,674 人の津波による死傷者がいる想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく。（再掲）【経営戦略部・建設部】

8-4 重要業績指標

指標	現状値	目標値	備考
○ 臨時ポンプ設置数	35 台	35 台	
○ 住宅耐震化率	71.2%	90%	

○ 仮設住宅の建設予定地確保面積	796,550 m ²	796,550 m ²	
○ 災害時における住宅の応急修理に関する協定の締結	H27 締結	—	
○ 地籍調査実施率	71.5%	73.77%	
○ ため池浸水想定区域図等の策定	39 箇所	102 箇所	
○ 雨水排水用水門の設置基数	5 基	5 基	
○ 汚水処理水放流用水門の設置基数	3 基	2 基	
○ 主な水門・ポンプ場等の耐震化率	12.5%	28.6%	
○ 主な水門・ポンプ場等の電動化率	12.5%	28.6%	
○ 雨水ポンプ場計画能力整備率	69.3%	75.4%	
○ 消防計画の提出数	調査中	調査中	
○ 防災マップの作成・配布	H30 更新	—	
○ 液状化マップの作成・配布	H30 更新	—	
○ 加茂川・中山川洪水ハザードマップの作成	H29 作成	—	
○ 渕井川洪水ハザードマップの作成	—	R2 作成	
○ 住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	75 回/年	100 回/年	

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【経営戦略部】

8-5 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○ 本市危機管理指針における個別マニュアル数	17 件	18 件	